


## 陳 述 書

平成 27 年 3 月 9 日

大阪地方裁判所 第 9 民事部 合議 1 係 御中

氏 名： 駒 田 久 

貴庁平成 25 年（ワ）第 6239 号損害賠償請求事件について、以下のとおり陳述します。

## 1 経歴等

私は、昭和 59 年 3 月に一橋大学法学部を卒業した後、同年 4 月に三菱地所株式会社（以下「当社」といいます。）に入社しました。

平成 14 年 4 月から総務部副長、平成 18 年 4 月から総務部副長兼総務部法務室長、平成 21 年 4 月から総務部担当部長兼総務部法務室長となり、平成 24 年 4 月から法務・コンプライアンス部長を務めました。その後、平成 26 年 4 月から執行役員東北支店長を務めております。

## 2 本件への関与について

当社は、平成 21 年 2 月ころから、大洋リアルエステート株式会社（以下「大洋社」といいます。）に対し、大洋社所有の土地上に賃貸オフィスビルを開発する事業（以下「本件事業」といいます。）の継続に向けて定期借地権契約の賃料を減額する案等を複数回に亘って提案してきましたが、大洋社の協力が得られない状態が続き、建物の引渡しが平成 22 年 1 月 15 日に予定されているにもかかわらず同社に対する請負残代金の支払いの目途が立っておらず、さらに定期借地権契約に基づく御堂筋競争ビル開発特定目的会社（以下「TMK」といいます）から大洋社に対する保証金の支払期日も同月 29 日に迫ってきていました。

当社は、大洋社との間の協議が進まないことを踏まえ、本件の円満解決に

向けて大洋社に対し具体的な提案を行う方針とし、そのやりとりの窓口として、本件事業を所管していた担当部署よりも別の部署が対応した方がよいということで、当社法務室が対応することとなり、私と部下の杉山、田中とで対応させて頂きました。

かかる社内決定を踏まえて、平成 22 年 1 月 6 日、当社専務の伊藤から堀内氏に対し、今後、当社法務室が協議の窓口になる旨を連絡し、以後、私が堀内氏とやりとりをするようになりました。

### 3 平成 22 年 1 月 6 日以降の大洋社との協議について

上記のように、当社において本件の解決に向けて大洋社への提案内容の検討を進め、当社から大洋社に対し、解決のための提案も行いましたが、堀内氏は、協議の前に、会社として当社社長による謝罪をすることを強く要求され、解決に向けた話し合いは進みませんでした。

平成 22 年 1 月 29 日に TMK の大洋社に対する保証金の支払い期限が到来しましたが、TMK は支払いをすることができず、大洋社は TMK の預金約 9 億 5000 万円の差押えを行い、定期借地権契約の解約を主張するなどの事態となりました。

その後も、私は、なんとか本件を解決できればと、大洋社へ訪問するのみならず、話し合いの機会を設けるため、堀内氏の出張先である名古屋へ出向いたり、また CHEN, KATO & PARTNERS, LTD. (以下「チェン社」といいます。) の加藤氏のおられるシンガポールにも出張したりなどして、堀内氏やチェン社の加藤氏と面談を行ってきました。

一時は解決の可能性が見えたかに思われたこともありました。大洋社からは、定期借地権契約の条件をそのまま承継することやチェン社の優先出資を 20 億円超もの価格で当社が買い取るなど、当社として受け入れられない内容が要求され、堀内氏がチェン社の代理人を下りられた後は、チェン社からは面談による協議は辞退するなどの連絡もあり、協議を成立させることはできませんでした。そこで、当社は調停の場での話し合いを目指して、調停を申し立てることとしました。

### 4 TMK による破産手続開始の申立てについて

TMK においては、大洋社に対する保証金の支払ができず、さらに預金の差

押えがなされ、事業が継続できない事態となっていました。また、大洋社が平成22年6月9日付で定期借地権契約を解除した後は、特に、大洋社からTMKや見上氏に対し、建物の撤去等の請求や責任追及する内容の書面が頻繁に送られるようになりました。

そのような状況の中、TMKからは、優先出資者間での協議を求める書面が送られてきていましたが、同年11月30日付「流動化事業継続に向けた事業計画策定に係わる協力要請の件」と題する書面（乙B6号証の1）では、TMKが資産の流動化に関する法律の法令違反状態が継続しており、解散事由に該当する可能性があること、TMKの解散ないし法的整理の手続きに早急に移行すべきとの示唆を監督官庁から受けていることなどが記載され、TMKの流動化事業の是正策の検討状況等について報告の要請がありました。さらに、12月16日にも「弊社流動化事業に係わる状況の報告について」と題する書面（乙B6号証の2）が届き、平成23年1月31日を判断基準日として解散、法的整理、破産手続き以降の要否を判断せざるをえないことが記載され、上記書面と同様に報告の要請がありました。これに対し、当社は、平成22年12月27日、当社から大洋社及びチェン社に提案を行い、円満解決に向けて取り組む方針であることを報告しておりました。

その後、平成23年1月17日に、当社はTMKの見上氏と面談し、大洋社及び鹿島建設株式会社（以下「鹿島建設」といいます。）を相手方として民事調停を申し立てる意向について説明をしましたが、翌々日、見上氏より、「調停申立の件」と題する書面が当社宛に届きました。この書面は、調停申立には異議はないが、調停申立が進行している場合であっても、「解散（破産申し立ても含みます。）」を選択することがありうる、最短のケースでは同年1月末日をもって解散に移行することもありえるという内容でした。

当社としては、これから調停によって本件を円満解決しようとしているにもかかわらずTMKに破産手続が開始されることになれば、それまでの出資を回収する方途が断たれ、これまで検討していた解決が図れなくなってしまうことから、破産手続には反対であり、私は、同年1月28日及び2月8日に、見上氏宛に「調停申立等に関する件」（乙A27号証の1、2）を送付し、反対の意向を表明するとともに、もう一方の優先出資者であるチェン社も反対の意向を示していることを申し入れました。また、私から見上氏に対して申入れをするだけではなく、見上氏の所属会社である東銀リース株式会社（以下「東銀リース」といいます。）との間で会談を設定した上で、大洋社と協議中であ

り、破産手続は決して行わないように何度も申し入れも行いました。

しかしながら、当社は、同年4月20日、TMK見上氏より、「法的整理手続き移行の件」と題する書面（乙A14号証）を受領しました。この書面は、TMKとして最終的に法人の法的整理に向け、具体的な手続きを開始することになった旨の連絡でした。

当社は、直ちにTMKに連絡をとったところ、見上氏からは、既に、破産手続開始申立書を提出済みであると告げられました。当社としては、調停を申立てて第1回期日を終えて、近く第2回期日（4月27日）を迎えるところであり、同期日においては、大洋社及び鹿島建設も参加することが見込まれていること、調停手続が不調に終わることが判明した段階での法的整理の申立てであれば致し方ないが、TMKの大口債権者全て（大洋社及び鹿島建設）が調停に参加し、TMKの清算にむけた協議を継続している最中に、敢えて見上氏が破産手続開始の申立てをする意義は到底理解できないこと、また、当社のみならず、もう一方の優先出資者であるチェン社も平成23年1月21日付のメールにてTMKの破産手続に対し、反対の意向を示していることを担当者レベルで申し入れただけでなく、念のためにメールでも述べました（乙A15号証）。

また、申立てが真実かどうか確かめるすべもなかったですし、申立てがなされているのであれば、当社から破産裁判所に連絡をして手続開始を待ってもらう等の対応をすべく、申立代理人名や事件番号の開示を求めましたが、東銀リースからは、それらの情報の開示も拒否されてしまい、当社としても対処に苦慮していたところ、第2回の調停期日と同じ4月27日に、鹿島建設から当社宛に、三原弁護士から同日にTMKの破産開始決定が出るので、鹿島建設の現地事務所を見せてほしい旨の連絡を受けたとの連絡があり、当社はこの日に破産開始決定が出ることを知りました。そこで、当社からTMKに対して事実関係を問い合わせましたが、TMKは一切情報を開示せず、同日18時半過ぎに、TMK代理人より、FAXで同日付で破産開始決定が出たことの連絡がありました（乙A28号証）。

## 5 民事調停について

当社は、上記のとおり、平成23年1月31日、本件の円満解決のため、大洋社及び鹿島建設を相手方として大阪地方裁判所に民事調停を申立てました。そして、同年2月2日、私から大洋社宛に、調停の申立てについて連絡する

とともに、調停手続きを利用し、引き続き協議していきたいことを記載した通知書を送りました。

第1回期日は大洋社は日程の都合がつかないということで欠席でしたが、第2回からは大洋社及び鹿島建設が出席して協議が進められる予定でした。上記のとおり、第2回期日当日にTMKの破産開始決定がなされるという事態になりましたが、その後も調停の場において、当社からは大洋社に話し合いを求め、また鹿島建設のほか、利害関係人としてTMK破産管財人も参加して調停が継続されました。しかし、やはり大洋社は謝罪に固執され、また建物の無償譲渡を受けること、当社からの損害賠償を受けること、鹿島建設との関係は当社が全て対処することなどの到底当社として受け入れることのできない要求がなされるばかりで、調停委員には非常に熱心にご対応いただきましたが、残念ながら、平成24年5月29日、第8回調停期日において調停は不成立となりました。

## 6 最後に

私としては本件の解決に向けてできる限りの努力をしてきたものであり、大洋社との相対での任意交渉が難しくなった後は、民事調停の場に移して第三者である裁判所のお力を借りて協議を進めていこうとしておりました。また、当社は、見上氏のほか、東銀リースに対しても、法的整理には反対の意向であることを何度も申し入れており、そもそもTMKの法的整理によって当社が得られるメリットはありません。当社が本件の解決に向けてできる限りの努力をし、大洋社と協議を進めようとしてきたことと、当社がTMKの破産手続開始の申立ての方針に関与していたことは一切ないことを最後に申し上げます。

以上